

## 文書館における展示活動に関する研究

海老名 慶

近年、文書館業務の一つとされる普及活動が社会から注目を浴びている。その主たる目的は文書館の利用促進であり、具体的な活動内容として、講座や講習会の開催、利用者に対するレファレンス対応、所蔵資料を紹介する展示活動などを挙げることができる。その中でも、展示活動は全国の文書館において盛んに実施されており、2009年に施行された『公文書等の管理に関する法律』にも、利用の促進のための手段の一つとして、「展示」が取り上げられている。そこで、本研究では、文書館において実施される展示活動に注目し、文書館において開催される展示活動の問題点の明確化と、「積極的な一般の利用」につながる展示活動の考察を行うことにした。

研究にあたり、文献調査と聞き取り調査という2つの調査方法を用いた。まず初めに、文献調査によって、文書館の利用促進やそのための普及活動、中でも特に展示活動に関する文献を収集・分析した後、文書館における展示活動についての議論を整理し、検討を行った。次に、それらの調査結果に基づいた3つのカテゴリに関する12個の質問項目を作成し、展示活動に従事する文書館の職員に対して、聞き取り調査を実施した。聞き取り調査の対象とした文書館は、『公文書等の管理に関する法律』において「国立公文書館等」に指定されている2館と、都や県の条例によって設置された3館を合わせた合計5つの文書館である。

聞き取り調査の結果から、文書館において行われている展示活動について、(1)定期的もしくは恒常(常設)的に展示活動を実施している文書館もあれば、親組織がイベントを開催し、そのイベントへ参加するための手段として、受動的に展示活動を行っている文書館もあること、(2)展示活動に専属的に携わる職員の数や、割り振られる予算はとても限られていること、(3)実施されている展示活動に関する課題や改善点との向き合い方が様々であること、(4)国立公文書館と国立公文書館等に指定されている文書館の間においてさえ『公文書等の管理に関する法律』の影響力に開きがあること、(5)条例によって設置された文書館が展示活動を行う根拠は、規則の解釈によるところが大きいという状況であること、という5点が明らかになった。

以上のことを踏まえて、文書館の業務として、展示活動に対する位置づけが、十分になされていないことが明らかとなった。また、文書館の「積極的な一般の利用」につながる展示活動には、文書館ならではの展示活動を通じた、文書館に対する興味・関心や展示活動への満足感を引き出すことが重要である。そのためには、市民からの感想や意見の収集に力を入れ、文書館における業務の一つとして、展示活動の改善を図っていくべきである。

(指導教員 パールィシェフ・エドワルド)